

議 案 書

第 1 号議案 令和 6 年度地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の事業評価（自己評価）について

コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシー（上之郷地域）については、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用し、運行している。

当該事業について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 3 条第 5 項に基づき、事業の評価を行い、その結果を近畿運輸局に報告することとなっている。

については、別紙のとおり、令和 6 年度（事業期間：令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月）事業の自己評価を実施し、その結果にいて近畿運輸局に報告することとしたい。

※誤字の修正等の基本的な評価の考え・方向性に影響のない軽微な記載事項の変更に
ついては、事務局に一任くださいますようお願いいたします。

【別紙】

資料 1 事業評価シート（近畿様式）

資料 2 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）（別添 1）

資料 3 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について（別添 1-2）

【抜粋】地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

第 3 条

5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない

桜井市地域公共交通活性化再生協議会 (ネットワーク全体の評価)

1. 協議会が目指す地域公共交通の将来像

公共交通の将来像

「桜井市地域公共交通計画」(令和5年3月策定)の概要は、次のとおり。

計画の進捗状況や実施結果及び、基本方針毎に設定している成果指標(目標値)の達成状況などについて、毎年度モニタリング・評価を実施し、必要に応じて事業内容の見直しや改善を検討する。

【計画の目的】

今後の社会情勢に伴う移動需要の変化を見据えつつ市内の地域公共交通ネットワークの整備と各公共交通機関の連携体制を確立し、地域住民及び利用者にとって利便性の高い持続可能な交通網を形成するため、市民や事業者、行政をはじめとした関係者が一体となって、本市の実情に応じた持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を戦略的に推進するために策定。

【計画の対象区域】 桜井市全域

【計画の期間】 令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

【ニーズと課題】

- (1) 生活移動ができる公共交通ネットワークの整備
- (2) 高齢者が利用しやすい移動手段の確保
- (3) 市民の公共交通を利用する意識醸成
- (4) 観光客も利用できる公共交通サービスの提供
- (5) 利用しやすい鉄道駅及びその周辺の整備
- (6) 地域特性や利用状況に応じた公共交通サービスの提供
- (7) 関係者相互が連携した取組の実施

【基本方針】

1. 地域特性に見合った地域公共交通ネットワークの構築
2. みんなに優しい公共交通サービスの提供
3. まちづくりと連携した公共交通環境の形成
4. 地域の移動手段を守るための公共交通の利用促進

公共交通ネットワークのイメージ図

別添「地域公共交通計画」P.37 地域公共交通ネットワークの概念図のとおり

2. 目標設定及びその達成状況の評価に関する事項

「PDCAサイクル」の考え方に基づくモニタリング・評価を実施し、必要に応じて事業内容の見直しや改善を検討。

コミュニティバスの利用者数（1年間の総数）	102,999 人
コミュニティバスの公的資金投入額（利用者 1 人あたり）	571 円/人
コミュニティバスの収支率	39.6%
デマンド型乗合タクシー利用者数（1年間の総数）	1,773 人
デマンド型乗合タクシーの公的資金投入額（利用者 1 人あたり）	2,160 円/人
デマンド型乗合タクシーの収支率	17.9%
市街地で公共交通の情報提供を実施している施設数	5 施設
バスの乗り方教室の開催回数	1 回/年

3. 目標達成に向けた公共交通に関する具体的取組み内容

（1）取組経緯

【利用促進】

令和 6 年 6 月～ 桜井市高齢者運転免許自主返納支援事業の受付開始
 令和 6 年 8 月下旬 コミュニティバスの乗り方等を広報紙掲載（R6.9 月号）

【運行見直し】

令和 6 年 6 月 20 日 桜井市地域公共交通活性化再生協議会
 ・デマンド型乗合タクシーの運行協議、新たに医療施設を運行するルート設定
 令和 6 年 10 月 14 日 デマンド型乗合タクシーの運行内容改善について地元協議
 ・新たな乗降場所として医療施設の追加検討

(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等

補助対象事業

地域公共交通確保維持改善事業				
事業	実施主体	着手・実施期間	種別	事業概要
桜井市コミュニティバス	桜井市・奈良交通(株)	平成 17 年度～	フ	4 路線運行。奈良交通(株)に業務委託。
上之郷デマンド型乗合タクシー	桜井市・日の丸交通(株)	平成 22 年度～	フ	市東部の上之郷地域で運行。日の丸交通(株)に業務委託。

【種別】幹：地域間幹線系統、フ：地域内フィーダー系統、策：計画策定事業、利策：利便増進計画策定事業、利推：利便増進計画推進事業、継策：運送継続計画策定事業、継推：運送継続計画推進事業

その他補助事業			
事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
奈良交道路線バス	奈良交通(株)	平成 26 年度～	奈良交通(株)独自で運行。3 路線。経費のうち県と国の補助金と運賃収入を除いた赤字分を関係市村で負担している。

非補助事業

事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
高家デマンド型乗合タクシー	桜井市・日の丸交通(株)	平成 27 年度～	市南西部の高家地区で運行。日の丸交通(株)に業務委託。
穴師・江包デマンド型乗合タクシー	桜井市・日の丸交通(株)	令和 3 年度～	市北部の穴師・江包地区で運行。日の丸交通(株)に業務委託。
多武峯デマンド型乗合タクシー	桜井市・日の丸交通(株)	令和 5 年 10 月～令和 7 年 9 月	市南部の多武峰地域で運行（実証実験）。日の丸交通(株)に業務委託。

(3) 生産性向上の視点から取り組んだ事業

※「(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等」のうち、生産性向上を目指して取り組んだ事業について、その内容を記入して下さい。

※上記以外の事業においても、該当する事業・取組等があれば、その内容を記入して下さい。

事業	取組内容	効果目標
利用促進の取組	・コミュニティバス等の沿線にある公共施設や買い物施設等での時刻表パンフレットの配布。 ・市内イベントへの移動手段として公共交通によるアクセス方法を広報物に記載。	公共交通の利用促進
	・運転免許を返納された高齢者を対象に交通系 IC カード（ICOCA）もしくは市内共通商品券※（5,000 円相当）配布。 ※市内タクシー事業者で利用可能。	
地域の実情に合わせた路線検討	・地域の実情に合わせた公共交通を構築すべく住民協議。多武峰地域のデマンド型乗合タクシー実証実験（R5.10～）の合意形成。	持続可能かつ利便性の高い路線再編
	・地域の実情に合わせた公共交通を構築すべく、上之郷地域におけるデマンド型乗合タクシーの運行内容の改善を住民と協議。	

4. 具体的取組に対する評価

コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーについては、地域公共交通確保維持改善事業を活用することで運行を確保することができた。

コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーのどちらも、収支率が目標値を達成していないが、利用者数等は改善している。利用促進の取組に努めるとともに、ダイヤ・ルートなど運行内容の最適化を引き続き検討していく必要がある。

5. 自己評価から得られた課題と対応方針

課 題	課題への対応方針
市民の公共交通を利用する意識醸成	広報紙等を活用しながら利用促進に努める。
地域特性や利用状況に応じた公共交通サービスの提供	コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーの効率的な運行のため、地元との協議や、協議会での検討を重ね、効率的な運行による継続的な路線確保に努める。

桜井市地域公共交通活性化再生協議会（これまでの経緯）

1. 昨年まで（直近）の二次評価の活用・対応状況

昨年まで（直近）の二次評価における事業評価結果	事業評価結果の反映状況（具体的対応内容）	今後の対応方針
目標・効果が達成できなかったものの、住民との協議を実施するなど、利便性を向上させたことは評価できる。 パンフレットの配布などを実施しながら、引き続き、利用促進されることを期待する。	広報紙においてバスの乗り方や割引等の利用者負担が軽減される制度を紹介したり、イベント時のアクセス方法として、コミュニティバスをチラシに掲載したりすることで、利用を促した。 また、運転免許を返納された高齢者を対象に交通系 IC カード（ICOCA）もしくは市内共通商品券※（5,000 円相当）配布する事業を開始した。	引き続き、広報紙等を活用しながら利用促進に努める。

2. アピールポイント、特に工夫した点など

- ・利便性の水準を保ちつつ、持続可能な運行システムや路線体系を確立するため、デマンド型乗合タクシーの運行内容の改善について関係者と協議を行った。
- ・運転免許を返納された高齢者を対象に交通系 IC カード（ICOCA）もしくは市内共通商品券（5,000 円相当）配布する事業を令和 6 年より開始した。

7.3. 地域公共交通ネットワーク

本市の地域公共交通ネットワークは、基本方針のとおり、誰もが安心して移動できる環境を提供することを目指し、既存のネットワークの維持を基本に地域に合った移動サービスの提供を実現したものとします。

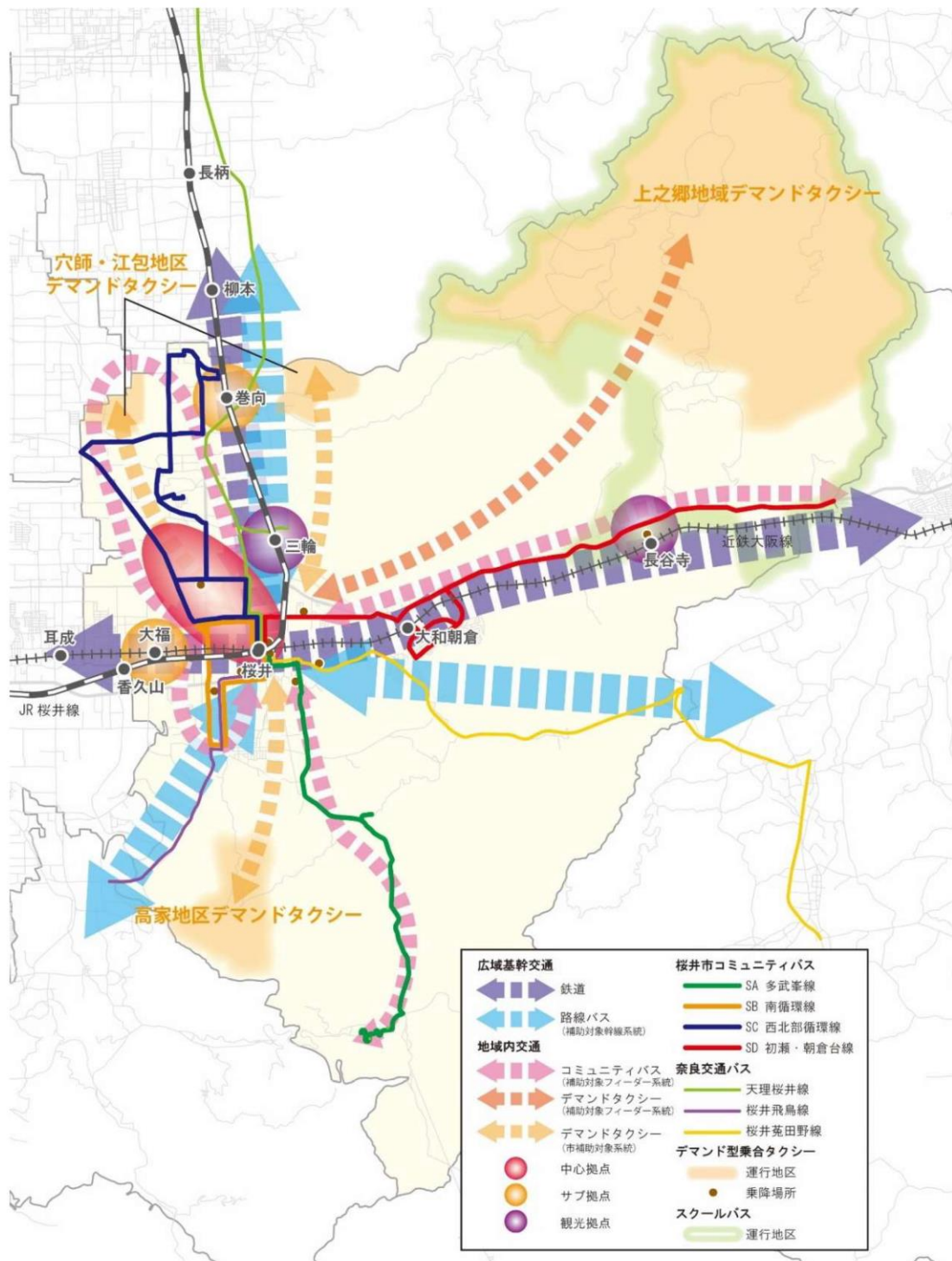


図 7.3.1 地域公共交通ネットワークの概念図

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 年 月 日

協議会名: 桜井市地域公共交通活性化再生協議会

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
奈良交通株式会社	桜井市コミュニティバス ・多武峯線(桜井駅南口～談山神社) ・初瀬・朝倉台線(桜井駅北口～吉隠柳口) ・南循環線(桜井駅北口～安倍文珠院～桜井駅北口) ・西北部循環線(桜井駅北口～山の辺病院～桜井駅北口) 運行期間: 令和5年10月～令和6年9月	【前回の事業評価結果】 引き続き観光施策やまちづくり施策と連携した利用促進の取組を行う。 また、生活路線としても、地域住民にマイバス意識を持ってもらうための取組を行うとともに、より利便性の高いダイヤや路線の仕組みを検討する。 目標を達成した路線も含め、上記の取組を行うとともに、さらなる需要の掘り起こしを図る。 【反映点】 広報紙への掲載、イベントでのアクセス方法としての周知を行った。 また、運転免許を返納した高齢者への支援事業を開始した。	A 計画どおり事業は適切に実施された。	B 収支率を除き、目標を達成。収支率も、目標は達成していないが、前年度と比べ改善している。 利用者数 109,819人(目標値: 102,999人) 公的資金投入額(利用者1人あたり) 636円/人(目標値: 571円/人) <u>収支率 26.3%(目標値: 39.6%)</u> 市街地で公共交通の情報提供を実施している施設数 5施設(目標値: 5施設) バスの乗り方教室等の開催回数 2回/年(目標値: 1回/年)	地域住民の公共交通を利用する意識向上の取組を行うとともに、地域の実情や多様化する移動ニーズなどを踏まえ、より利便性の高いダイヤ・路線の仕組みを検討する。
日の丸交通株式会社	桜井市デマンド型乗合タクシー(上之郷地域) 運行区間: 上之郷地域～済生会中和病院 運行期間: 令和5年10月～令和6年9月	【前回の事業評価結果】 更なる利便性の向上のため、ダイヤ等を利用者と協議しながら運営する。 【反映点】 地域の実情などを踏まえ、更なる利便性向上の為、地域代表者と運行内容の改善について検討した。	A 計画どおり事業は適切に実施された。	B 収支率を除き、目標を達成。利用者は増加しているが、乗合利用(複数名での利用)が増加していないことが収支率に影響している。 利用者数 1,818人(目標値: 1,773人) 公的資金投入額 2,160円/人(目標値: 2,160円/人) <u>収支率 17.2%(目標値: 17.9%)</u>	更なる利便性の向上のため、乗降場所・ダイヤ等を利用者と協議しながら運営する。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 年 月 日

協議会名：	桜井市地域公共交通活性化再生協議会
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	桜井市は、奈良盆地の中央東南部に位置し、面積は98.91平方キロメートル、人口は54,329人（令和6年11月30日現在）である。 桜井市においては、基幹路線（鉄道・路線バス）との結節点である桜井駅を中心として、市域内に広範にコミュニティバス4路線（初瀬・朝倉台線、南循環線、西北部循環線、多武峯線）、デマンド型乗合タクシーによる公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、コミュニティバス等が支線の役割を果たすことで、基幹路線を通じた当市民の通院・通学等の日常生活に寄与しており、車を運転できない高齢者や学生等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。また、コミュニティバス等については、山間部と中心市街地をつなぐものとして、公共交通空白地域における生活交通のための手段として利用されている。 しかしながら、人口減少と自家用車の普及により当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。 このため、地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバス4路線及びデマンド型乗合タクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

議 案 書

第 2 号議案 上之郷地域デマンド型乗合タクシーの運行について

移動実態の変化に合わせ、乗降場所として医療施設（あさくらクリニック）を追加する要望が地域住民より出ているところである。

当該施設は、上之郷地域の利用者宅と市街地をつなぐ現在の運行ルート上に存在（資料 4 参照）し、乗降場所を追加しても乗合時間の大幅な増加が生じる（サービスレベルが低下する）ものではなく、利便性の向上が期待される。

については、上之郷地域区長会との協議を踏まえ、当該施設を乗降場所として追加したい。

運行概要

対象 上之郷地域にお住まいで利用登録をしている人

運賃 大人 500 円、1 歳以上小学生以下・身体障害者手帳所持者 300 円

ルート

（月・水～土）利用者宅 ～ 長谷寺駅、あさくらクリニック、とれとれ・オークワ前、桜井市役所、桜井駅南口、済生会中和病院

（火）利用者宅 ～ 長谷寺駅、あさくらクリニック、森本整形外科、小阪医院、桜井駅南口、済生会中和病院

運行時刻

（月） 行き 9：00 発、10：00 発
帰り 12：00 発、14：00 発、16：00 発

（火） 行き 9：00 発
帰り 12：00 発、14：00 発、16：00 発

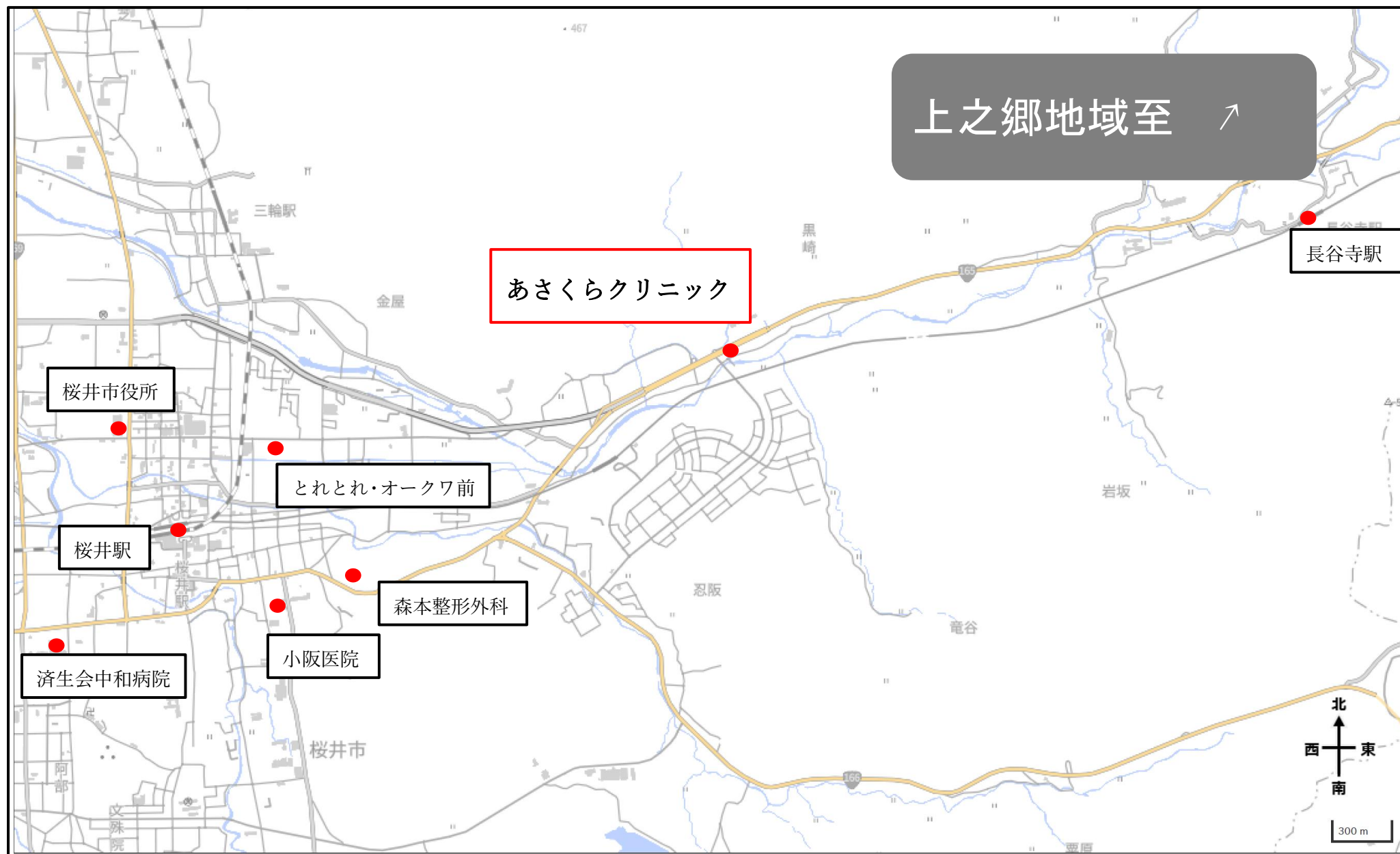
（水～土） 行き 9：00 発
帰り 14：00 発、16：00 発

変更日 令和 7 年 4 月 1 日（予定）

【別紙】

資料 4 上之郷地域デマンド型乗合タクシー乗降場所位置図

上之郷地域デマンド型乗合タクシー乗降場所位置図



※国土地理院地図を加工して作成